

[事案 29-166] 手術給付金支払請求

・平成 30 年 1 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

過去に支払われていた皮膚腫瘍摘出術・皮下腫瘍摘出術に対する手術給付金が支払われなくなったため、これを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 4 月に契約した医療保険に基づき、皮膚腫瘍摘出術および皮下腫瘍摘出術について手術給付金を請求したところ、支払いを拒否されたが、以前受けた同様の摘出術については、手術給付金が支払われていたので、今回の各摘出術についても手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

各摘出術は、神経・筋・腱・靭帯に操作が及ぶ手術ではなく、約款において支払対象とされている「手術」には該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

なお、以前の同様の摘出術については、誤って手術給付金を支払ったものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、各摘出術は約款上の「手術」に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。